

京都市告示第308号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年8月15日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道
供用開始の期日 令和4年8月24日 午後3時
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
柚原向日線	西京区大原野上里南ノ町116番地の1地先から	旧	メートル 95.30	メートル 6.00 ~ 9.65
	同町112番地の1地先まで	新	100.30	9.90 ~ 17.00

- 2 道路の種類 市道
供用開始の期日 令和4年8月24日 午後3時
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
大原野52号線	西京区大原野上里北ノ町766番地の1地先から	旧	メートル 47.70	メートル 2.00 ~ 4.00
	同町764番地の1地先まで	新	26.30	2.40 ~ 9.60

(建設局土木管理部道路明示課)